

静岡県第4回公募公債（米ドル建・指定金融機関等限定）を次の発行要項により募集する。

令和2年2月7日

静岡県知事 川勝平太

静岡県第4回公募公債（米ドル建・指定金融機関等限定）発行要項

- 1 発行者の名称
静岡県
- 2 発行総額
金50百万米ドル
- 3 発行の目的
令和元年度事業資金等に充当するため。
- 4 各公債の金額
金1百万米ドル
- 5 振替法の適用
本公債については社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。
- 6 利率
年1.867パーセント
- 7 発行価額
額面100米ドルにつき金100米ドル
- 8 償還金額
額面100米ドルにつき金100米ドル
- 9 応募者利回り
年1.867パーセント
- 10 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、令和7年2月20日（以下「償還期日」という。）に米ドルによりその全額を償還する。
 - (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は翌銀行営業日にこれを繰り下げる。なお、本要項において「銀行営業日」とは、東京、ニューヨーク及びロンドンにおいて銀行が営業し米ドル決済を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）をいい、「銀行休業日」とは、銀行営業日以外の日をいう。
 - (3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。
- 11 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、払込期日（その日を含む。）から償還期日（その日を含まない。）までこれをつけ、令和2年8月20日を第1回の利払日、その後毎年2月20日及び8月20日（以下各々を「利払日」という。）の2回に、各々その日（当日を含まない。）までの前6か月分を米ドルにより支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、かかる繰り下げに伴う利息金額の調整は行わない。
 - (3) 6か月に満たない期間につき利息を支払うときは、当該期間の実日数に基づき1か月30日の12か月か

らなる360日とする日割りによってこれを計算する。利息計算の結果、補助通貨単位（米セント）未満の端数が生じた場合は、補助通貨単位未満の端数を切り捨てる。

(4) 償還期日後は、利息をつけない。

12 受方機構加入者による支払代理人への通知並びに通知が遅延した場合における元利金支払に関する特別

(1) 第10項及び第11項に従った期日における元利金の支払は、業務規程等に定める機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が本公債の振替にかかる受方となる場合における当該機構加入者（以下「受方機構加入者」という。）が、当該振替直後に到来する利払日又は償還期日の2営業日前までに、第19項記載の振替機関の一般債振替制度に係る業務処理要領に定める「振替債元利金に係る支払方法指定書（外貨用）」（以下「支払方法指定書」という。）を、第20項記載の支払代理人のもとに到達させることにより、本公債の元利金の支払いを受けるために必要な情報を通知することを条件として行われる。ただし、当該受方機構加入者が支払代理人に対し、米ドル建の振替債にかかる支払方法指定書を既に提出している場合は、この限りではない。本号の条件が充足されない場合、該当する本公債の元利金の支払は、本項第(2)号の規定に従う。

(2) いずれかの利払日又は償還期日に関し、いずれかの受方機構加入者から支払代理人が本項第(1)号の期限内に支払方法指定書を受領していない場合、本県及び本県から資金を受領する第20項に規定する支払代理人は、第10項第(1)号又は第(2)号及び第11項の規定にかかわらず、当該受方機構加入者の口座に記録される本公債（当該受方機構加入者が保有するもの、当該受方機構加入者の顧客の口座に記録されるもののほか、当該受方機構加入者に口座を有する間接口座管理機関及びその更に下位の間接口座管理機関の顧客の口座に記録される本公債を含む。）の元利金を当該利払日又は償還期日に支払う義務を負わず、当該支払の遅延に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。本号に基づき支払が繰り延べられた元利金については、当該受方機構加入者より支払方法指定書が支払代理人に提出された後、社債等振替法及び業務規程等に従って速やかに当該受方機構加入者に交付することとし、当該受方機構加入者が支払方法指定書を支払代理人に提出しないことで発生する支払の遅延は第19項記載の振替機関の社債等に関する業務規程第67条第2項に定める支払遅延には該当しないこととする。

(3) 社債等振替法又は業務規程等若しくはその運用の変更により、本項第(1)号若しくは第(2)号の条項にかかわる規定又は運用（償還期日が到来した公債等に関する振替の可否にかかわる規定又は運用を含むが、これに限定されない。）が変更される場合、本県と支払代理人との間の合意により、本項第(1)号及び第(2)号の条項に適切と認められる修正を加えることができる。

(4) 本公債の債権者は本公債を第17項に定める指定金融機関等に譲渡する場合には、譲受人たる他の指定金融機関等に対して、本項第(1)号及び第(2)号の規定が付されていることを予め告知するものとする。

13 申込期日

令和2年2月7日

14 払込期日

令和2年2月20日

15 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。

16 募集の受託会社

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行

17 募集及び譲渡の制限

本公債には、本公債を取得した者が本公債を以下に定める指定金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）以外の者に譲渡することを禁止する旨の制限が付されており、本公債の募集の取扱は、指定金融機関等である者に限定して行う。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（以下「特別措置法」という。）第8条第1項に規定する金融機関
- (2) 特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等
- (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）（以下「所得税法」という。）第176条第1項に規定する内国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者
- (4) 所得税法第180条の2第1項に規定する外国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者
- (5) 所得税法第11条第1項に規定する同法別表第一に掲げる内国法人であって同条第3項の適用を受ける者

18 引受及び募集取扱会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

19 振替機関

株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

20 発行代理人及び支払代理人

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行